



貸し切りバスの新たな運賃・料金制度がスタートします。

国土交通省は平成24年4月に発生した高速バス事故等を受け、貸し切りバスの安全向上を図る取り組みを始めました。

その一環として、貸し切りバスの運賃制度を見直し、運賃に安全コストを組み入れ合理的で分かりやすい時間・キロ併用運賃が平成26年4月より実施されました。

貸し切りバス事業者は、基本的に運輸局ごとに公示されている運賃・料金を届け出ており、その上限額と下限額の範囲内で運賃・料金を決定することとなっております。

新たな運賃・料金制度とは

1

時間制運賃とキロ運賃を合算して計算します。

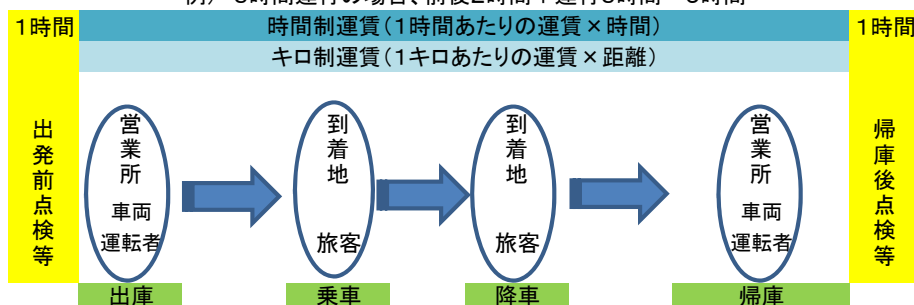
◎時間制運賃

出庫から帰庫までの時間に、出庫点検・帰庫点検の各1時間ずつ合計2時間を加え、時間運賃をかけます。
(最低保障として、3時間に点検時間の2時間を加算した5時間とします。)

◎キロ運賃

出庫から帰庫までの距離にキロ運賃をかけます。

例) 3時間運行の場合、前後2時間+運行3時間=5時間



2

料金の種類について

◎深夜早期運行料金

22:00~5:00に係る運行は、そのかかる運行については2割を限度とした割増料金を適用。

◎交代運転者配置料金

長距離・長時間・夜間運行などで安全運転のために交代運転者を配置した場合に適用。

交代運転者配置料金の計算⇒時間制料金=下限(※)~上限(※)、キロ制料金=下限(※)~上限(※)

※各運輸局が公示した料金

◎特殊車両割増料金

サロンカー、リフト付きバス等は運賃の5割以内の割増を限度として適用。

※有料道路、航送料、駐車料、乗務員宿泊料などは実費負担となります。

◎例外として運賃・料金の変更届を提出している業者は、変更届を提出している料金設定での計算となります。

3

運送申込書/運送引受書

貸し切りバス事業者と運送申込書との間における書面取引の徹底を図るため、運賃・料金の内訳が記載された運送引受書の発行・保存を徹底することとします。

4

行政処分が厳しくなります。

バス事業者初違反⇒20日車の車両使用停止

再違反⇒40日車の車両使用停止

高速バス等事故が多発しておりますゆえ、ロケバス業界全体の安全運行管理体制構築、ドライバーの待遇改善の為にさせていただきますので、何卒皆様のご理解の程宜しくお願い申し上げます。